

自 令和 5 年 6 月 9 日

至 令和 5 年 6 月 2 2 日

第 3 回 和木町議会定例会

令和 5 年第 3 回和木町議会定例会

(令和 5 年 6 月 9 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 5 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 6 号

令和 4 年度和木町一般会計繰越明許費計算書の報告について

3. 報告第 7 号

令和 4 年度和木町公共下水道特別会計繰越明許費計算書の報告について

4. 報告第 8 号

和木町土地開発公社の経営状況の報告について

5. 同意第 2 号

監査委員の選任について

6. 同意第 3 号

監査委員の選任について

7. 議案第 29 号

令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 3 号）

8. 議案第 30 号

令和 5 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

9. 議案第 31 号

和木町道路線の認定について

10. 発議第 2 号

和木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

○出席議員（10名）

1 番		三分一 淳	
2 番		明本 光弘	
3 番		津島 宏保	
5 番		嘉屋 富公	
6 番		上田 丈二	
7 番		中村 充子	
8 番		灰岡 裕美	
9 番		小林 秀嘉	
10 番		小森 脇明美	副議長
11 番		兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	松 島 久 子

開	会	9時 00分
議	長	町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可します。 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	ただ今から令和5年第3回和木町議会定例会を開会します。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番議員 津島宏保君、5番議員 嘉屋富公君を指名します。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、5月23日から24日、東京で開催された町村議会議長・副議長研修会に森脇副議長と私が出席しました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会 委員長 津島宏保君。
津	島	議会運営委員会から報告いたします。 町長より6月9日に議会が招集されたことに伴い、6月5日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております案件は、報告4件、同意2件、議案3件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第5号から第8号、同意第2号と第3号、議案第29号から議案第31号の議案説明と質疑を行い、報告第6号と第7号、同意第2号と第3号は討論、採決まで行います。

6月14日は一般質問をとし、最終日は6月22日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日6月9日から6月22日までの14日間とし、お手元に配布しております会期日程のとおりでございます。

以上、皆さまのご理解とご協力を申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月22日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの14日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長 皆さん、おはようございます。本日は6件の事柄について行政報告をさせていただきます。

まずは、令和5年統一地方選挙についてでございます。

4月9日に執行された山口県議会議員一般選挙と4月23日に執行された和木町議会議員一般選挙及び衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙の執行状況についてご報告申し上げます。最初に県議会議員選挙でございますが、当日の有権者数は4,634人、投票者数は1,845人で、投票率は39.81%、前回に比べマイナス9.14%となりました。

次に町議会議員選挙についてですが、当日有権者数は4,634人、投票者数は2,482人で、投票率は53.56%、前回に比べマイナス5.54%となっております。

また同日に執行された衆議院補欠選挙については、当日有権者数4,753人、投票者数2,472人で投票率は52.01%となりました。

以上、令和5年統一地方選挙についての報告といたします。

次に、町制施行50周年記念事業の実施状況についてご報告申し上げます。今年度は町制施行50周年を記念し、数多くのイベントを開催する予定です。

50周年記念事業実施にあたっての基本理念を、町民一人ひとりが主人公として祝い、すべての人が笑顔にあふれ、わきあいあいと楽しむことができる事業を開催する。としており、小さなお子様からご高齢の方まで、すべての町民の皆様がいずれかに参加できるよう記念イベントを実現していくことを目指しております。これまで実施した2件のイベントの開催状況についてでございますが、最初の記念イベントは、NHK Eテレ「おかあさんといっしょ」第10代体操のお兄さんで、日本初の親子体操博士でもある佐藤ひろみちさんをお招きし、5月7日に親子体操教室と講演会を開催をいたしました。午前中に体育センターで行われた親子体操教室では、子どもとのスキンシップや、子どもの運動のみならず、親御さんに対しての運動効果も大きいものでした。佐藤ひろみちさんの研究によると、親の運動不足解消による体脂肪率の減少、精神の安定や育児ストレスの改善傾向がみられるなどの効果があるそうです。午後からは文化会館での講演会を実施し、雨が予想以上に強い悪天候の中での開催でございましたが、家庭や園、学校、地域の役割の違いや山口県の平均寿命、健康寿命の延伸など、これから社会全体で取り組んでいくべ

き課題を織り交ぜてお話しくださり、来場された方々に満足いただける講演となりました。

2 件目の記念イベントは、地域おこし協力隊の村井隊員の企画である **Waki-Hachi Festival** わきはちフェスティバルを5月28日に開催をいたしました。

来月末に3年間の任期満了を迎える村井隊員の、和木町に愛着と誇りを感じてもらえる一日にする。という想いで企画された、協力隊員活動の集大成とも言えるイベントで、早朝の気球搭乗体験、昼間のステージイベントや縁日企画、夜のバルーンランタン打ち上げ、と盛りだくさんの内容で会場は大盛況となりました。5,000人を超えるご来場者の皆様にお楽しみいただくとともに、町内外へ和木町の魅力をPRすることができる素晴らしいイベントとなりました。

以上、町制施行50周年記念イベントの実施状況についての報告とさせていただきます。

3 番目として、新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、5月8日から8月31日の間、新型コロナワクチンの春開始接種を実施しています。オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種で、対象者は初回接種を完了し、前回接種から3カ月以上経過した65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する方、医療や介護の従事者等でございます。接種方法は、医療機関での個別接種で完全予約制となります。対象となる65歳以上の高齢者には、接種券を郵送し、5歳以上64歳以下の基礎疾患を有する方や医療介護従事者については、保健相談センターで接種券の交付申請を受け付けております。現在、町内医療機関では、1医療機関あたり、1日6名から12名の方が予約をされ、接種をしている状況でございます。また、9月1日から3月31日までの間に実施予定の秋開始接種は、初回接種を完了し、前回接種から3カ月以上経過した5歳以上の方が対象で、年1回の追加接種を受けることができます。65歳以上の高齢者は、5歳以上64歳以下の基礎疾患を有する方、医療介護従事者は春開始接種を含めると、年2回接種ができます。

なお、令和5年度の新型コロナワクチンについては、自己負担はございません。

以上、新型コロナワクチン接種事業についての報告といたします。

4 番目として、町税の納付方法追加についてでございます。

令和 5 年 4 月から、固定資産税、軽自動車税、町県民税の普通徴収の納付方法に、新しい選択肢が追加をされました。

納付書に印字されている二次元バーコードを利用する方法でございます。この新しい方法では、全国の地方税統一 二次元バーコード対応金融機関での納付とクレジットカード決済、インターネットバンキング決済が可能となります。

特に、日中に金融機関での納付が難しい方や、和木町以外にお住まいの方が固定資産税等を納付するときに、ご自宅などからスマートフォンを使って納付が出来るようになりました。納税者の皆様がさらに便利になることが期待をされております。

以上、町税の納付方法追加についてのご報告といたします。

次に、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

3 月末の政府の閣議決定により、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける住民税非課税相当の子育て世帯に対し、児童 1 人当たり一律 5 万円の生活支援特別給付金が追加支給されることとなりました。

前年度支給対象であった 21 世帯 38 人の方については、既に申請不要のプッシュ型で、5 月末までに支給したところでございます。

家計急変により、新たに対象となる世帯につきましては、申請方式で、来年 2 月末までに申請をいただき支給することとなります。

なお、財源については、事務費等を含め全額、新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金を充当しております。

以上、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についての報告といたします。

最後に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業についてでございますが、電力・ガスをはじめエネルギー

や食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象に、1世帯あたり3万円を支給いたします。

支給対象者に確認書を送付するプッシュ型とし、7月中旬に口座へ入金する予定でございます。

以上、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業についての報告といたします。

以上、6件を行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第6号 令和4年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第7号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 報告第6号 令和4年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第7号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、一括してご説明申し上げます。

この2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度の和木町一般会計及び和木町公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書を調製したのでご報告させていただきます。

内容についてご説明申し上げます。それぞれ資料の裏面、2枚目をご覧ください。

報告第6号 一般会計では、出産・子育て応援システム導入委託料400万円、認定こども園管理運営事業55万円、新型コロナウイルスワクチン体制確保事業100万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業100万円、装束雨水ポンプ場改修工事負担金2,649万8千円を令和5年度に繰り越したものでございます。財源内訳につきましては、表の右側の方でございます。

続いて、報告第7号 公共下水道事業特別会計は、大竹圧送既設管渠処理事業の工事請負費1億1千万円を令和5年度に繰り越したものでございます。こちらも財源につきましては、表の右側の欄でございます。

以上で、報告第6号及び第7号の説明を終わります。

議	長	これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。 報告第6号について、質疑を許します。 なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。 質疑はありませんか。
---	---	---

（「なし」の声あり。）

議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はありませんか。
---	---	--

（「なし」の声あり。）

議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
---	---	----------------------------

議	長	報告第6号 令和4年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。
---	---	---

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第6号は承認することに決定しました。
議	長	報告第7号について、質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第7号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計繰 越明許費繰越計算書の報告について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第7号は承認することに決定しました。
議	長	日程第8 報告第8号 和木町土地開発公社の経営状況の報 告について 理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告があ りましたので、ご了承願います。
議	長	日程第9 同意第2号 監査委員の選任について これを議題とします。執行の説明を求めます。 田中副町長。

田中副町長

同意第2号 監査委員の選任についてご説明いたします。

現在、監査委員としてご活躍いただいております山本修さんの任期は、本年6月12日までとなっております。

本同意案件は、山本さんを引き続き監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

山本さんにつきましては、山口大学経済学部をご卒業の後、平成14年に税理士登録、平成15年に行政書士登録、平成16年に現在の税理士事務所を設立されました。

これまで、税理士業務を遂行されるとともに、岩国市の監査委員を平成17年から30年までの13年間務められたほか、県内外でセミナー講師を務められるなど精力的な活動を続けておられます。

大変まじめな性格で、監査業務に関し、経験豊富な経歴をお持ちであり、このことから、引き続き和木町の監査委員として選任したく、本件を上程させていただいた次第でございます。

以上で、同意第2号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願い申し上げます。

議

長

同意第2号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

同意第2号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、同意第２号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。
議	長	日程第１０ 同意第３号 監査委員の選任についてこれを議題とします。 地方自治法第１１７条の規定により、中村充子君の退場を求めます。 執行の説明を求めます。 田中副町長。
田中副町長		同意第３号 監査委員の選任についてご説明いたします。 本件は、現在、不在となっております議員から選任する監査委員に中村充子さんを選任することについて、地方自治法第１９６条第１項の規定により町議会のご同意をお願いするものでございます。 中村さんにつきましては、現在、議員３期目で、議会運営委員会委員長、副議長、広報公聴委員会委員長などの要職を務められ、その人柄については議会の皆様もよくご存じのとおり、大変精力的で勤勉、実直な方でございます。 また、町職員としても長く務められ、自治体経営や財務事務などについての知識も豊富であり、これまでの経験を生かして、厳正かつ的確な監査を行っていただけるものと確信しているところでございます。 以上で、同意第３号の説明を終わります。 ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。
議	長	本案に対して、質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）

議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はございませんか。 (「なし」の声あり。)
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。 同意第 3 号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、同意第 3 号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。
議	長	中村充子君の入場を許可いたします。
議	長	日程第 1 1 議案第 2 9 号 令和 5 年度和木町一般会計補正予算 第 3 号 これを議題といたします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第 2 9 号 令和 5 年度和木町一般会計補正予算 第 3 号についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,167 万 8 千円を追加し、総額を 42 億 3,546 万 8 千円とするものでございます。 今回の補正予算は、令和 5 年 3 月 29 日に取扱が示されました 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施するプレミアム付商品券事業を始めとする各種事業に必要な経費を計上するために提案をさせていただくものでございます。 それでは、第 1 表 歳入歳出予算補正の 2 ページ歳出からご

説明申し上げます。各費目の主なものについてご説明いたします。

款 2 総務費 1,169 万 9 千円の増額の主なものといたしましては、昨年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、実績報告に基づく国庫補助金の返還額として 1,039 万 9 千円を計上しています。

款 3 民生費の補正は、プレミアム付商品券事業を実施するにあたって必要な経費として 2,876 万 6 千円を増額するものでございます。

款 4 衛生費 110 万 9 千円の増額は、簡易水道事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。

款 9 教育費では、会計年度任用職員の通勤手当を増額しています。

続きまして、1 ページの歳入についてご説明申し上げます。

款 15 国庫支出金 2,059 万 8 千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付される、推奨事業メニュー分として示された交付限度額を計上しています。

款 19 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金を 2,108 万円を増額するものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は、12 億 6,876 万 9 千円になる見込みでございます。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
 質疑はありませんか。
 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたプレミアム商品券事業について質問します。

 ごめんなさい、質問 2 件あるんですが続けてよろしいでしょうか。

	まずプレミアム付商品券事業についてお伺いします。今回このプレミアム付商品券事業は、今回で4回目になると思うんですが、今回の商品券事業はどのような内容でどのように進めていくのか質問を求めます。
議 長	渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	本事業の進め方についてご説明申し上げます。 今回の補正予算の可決をいただきました後に、まず各世帯、これ各個人に5千円で1万円分の商品券が買えるという昨年度と同じ内容での事業を計画しております。各個人に町から郵送で引換券、商品券との引換券をはがきのものをお送りいたします。それを持ちまして、事務委託は商工会に行いまして、商品券の購入等は文化会館で商工会に業務委託で受付をして販売をしていただきます。 7月広報、7月から10月まで広報で周知いたしまして、商品券の購入を周知していく。それから利用期間が8月上旬から商品券の販売を開始しますので、利用期間は1月末まで、この間に町内でお買物や使っていただいて、この2,876万6千円の予算を計上しております。 1月には、また広報で使用期限が近づいていますよという周知をさせていただこうと考えております。 事業の概要としては以上でございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	前回の、これまでの商品券事業について、議会の町づくり懇談会や町民の、特に高齢者の皆さまの方から、今までは千円券、1枚千円券だったんですが、これを5百円券にしてもらえないか、その方が高齢者としては使い易いという意見が多数ありました。町はそここのところどういうふうに考え、今回はどうなっているのか教えてください。

議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	そういったご意見は前回お聞きしておりまして、今回商工会に委託する際にですね、5 百円券を混ぜたり 5 百円券のみにしたら事業費はどうなるかという協議はさせていただきました。この中で 5 百円券を、まあ千円券と 5 百円券を混在とか、5 百円券のみにするとですね、換金手数料、これは委託先の商工会から金融機関に対してお支払するものですが、この換金手数料が今の 2 % からでは銀行の方が難しいということで、数倍に膨れ上がる、そういったところから従来どおりの千円券 10 枚での交付を考えているところでございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	この換金手数料ですけれども、これまではだいたい数倍ということはいくらぐらいで、もし 5 百円券にしたらいくらぐらいになるかという試算はされてるんでしょうか。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	現在、まあ昨年度もそうですが、換金手数料は 2 % で今回も計上しております。これを 5 百円券のみですると 4 %、それから千円券と 5 百円券を混ぜると、混ぜて発行するという形になるとそれぞれ手数料、商品券のカウント、数えたりですね、管理の方がより厄介になるというか困難になるので 5 % で考えてくれということを聞いております。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	金額的にはまだはっきり、パーセントだけで金額がどのぐらい膨らむかということは試算はされてるんでしょうか。
議 長	渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	現在の事務委託経費で２％で１１０万円の換金手数料が計上されております。これがまあ４％、５％になると２倍から２.５倍になるということでございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	はい、承知しました。町民の５百円券にして欲しいという声が町の方に届いているのでしたらまた、いつまでもこの事業が続くとは限らないんですが、その町民の声も考えていただきたいと思います。 次の質問に移ります。 総務費の家庭用防犯カメラ設置補助金、これは４月の年度当初の予算で３０万上がっております。もうこの６月の補正でまた３０万というのは急激に増えていると思うんですが、その理由を教えてください。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	今年度に入りましてから、まあ３０万円、今おっしゃいましたように当初予算で計上はしてあるんですけども、既に予算残額が３万円しかございません。非常に多くの方から申請をいただきまして、残り９ヶ月あるのにもう３万円しかございませんので、昨年度、一昨年度の決算から考えて、もう６件ぐらいは最低でも必要かなというところで、今回の補正でございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	ちなみに昨年度と一昨年度、令和３年から始まったと思うんですがこの事業、件数は何件だったのか教えてください。
議 長	渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	すみません、件数はちょっと把握しかねてるんですが、数字で申し上げますと、令和３年度の決算が３６万円、それから令和４年度は５６万４千円の補助金を交付しているところでございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	この春に私たちの住んでいる地区でちょっと警察案件がありまして、自治会長と一緒にこの申込用紙を持って、ひとり暮らしの女性のお宅に伺って説明をして歩きました。ほとんどの方というか全員がこの補助金があることをご存知なかったんですよ。大変いい補助金であると思いますので、和木町独自の、もっともっと皆さんに活用していただくように私たちも、私自身も皆さんに説明していきたいと思いますので、町の方も周知の方、更に励んでいただきたいと思います。以上です。
議 長	答弁はいいですね。
議 長	他に質疑はありませんか。
	(「なし」の声あり。)
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第１２ 議案第３０号 令和５年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算 第１号 これを議題といたします。 執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

議案第30号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110万9千円を追加し、総額を1億2,864万4千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

9ページ、10ページをご覧ください。

款1 総務費 簡易水道一般管理事業の委託料110万9千円の増額ですけれども、令和5年度3月議会において可決された簡易水道地区の料金改定に伴います電算システム改修業務を行うものでございます。

料金改定に向けた作業において、令和5年度当初予算への計上を予定しておりましたが、料金表の大幅な変更があり、和木地区を管轄している岩国水道局との確認作業等に想定以上の時間を要したため、本6月定例会への上程となったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

7、8ページをご覧ください。

款4 繰入金につきましては、歳出の委託料の財源として一般会計からの繰り入れを、110万9千円増額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

灰岡裕美君。

灰岡議員

今、課長がおっしゃったように、3月議会で水道料金の改定が可決されまして、今年度7月から料金が改訂になるんですかね、それで、当初予算が決まったばかりで岩国市の水道との関係で補正予算が組まれたわけですが、そのところで、もう少し詳しく教えていただけますか。料金の改定という意味で。

議 長	山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	この補正予算についての内容ということでよろしいでしょうか。 この6月議会に上程となりましたのは、先程話したように想定以上のまあちょっと期間がかかったためということでございます。内容につきましてはですね、本来既存の料金表において、料金ですとか単価の変更だけであれば必要はないんですが、今回大幅な料金表自体の変更があったということで、今回システム改修が必要になったことでございます。 具体的に申しますと、条文で和木町簡易水道条例第29条、特別な場合における料金の算定においてですね、使用日数が15日を超えない時は基本料金を2分の1とするか使用日数が15日を超えない時は、基本料金は2分の1とし、従量料金の段階水量を2分の1として算定した金額というふうに条文が変更になったことに伴うシステム改修でございます。 もう少し具体的に言いますと、要は短期の利用者に対しては、今まで基本料金部分しか減額していなかったものを従量料金についても減額させるために、それを反映させるために必要になったシステム改修でございます。以上でございます。
議 長	よろしいですか。 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり。)
課 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第13 議案第31号 和木町道路線の認定についてこれを議題といたします。執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

議案第 3 1 号 和木町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本路線は、和木 4 丁目地区内におけます民間の宅地開発により整備された敷地内道路でございます。本道路線を町道として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

路線番号は 4 6 5 0 番。路線名は、浜開 A 線、アルファベットのエーです。道路延長は 8 3.5 m、道路幅員の基本的な部分は 4.5 mでございます。

以上で、議案第 3 1 号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 9 時 4 5 分